

変更後								変更前							
糸満市土地利用（真栄里地区）実施計画(P156)								糸満市土地利用（真栄里地区）実施計画(P156)							
地区計画の見直し案(抄)								地区計画の見直し案(抄)							
地区整備計画	地区の区分	地区の名称 (用途地域)	住宅地区 (第一種中高層 住居専用地域)	【中間略】	商業地区 (近隣商業地域)	【略】	工業地区 (準工業地域)	地区の区分	地区の名称 (用途地域)	住宅地区 (第一種中高層 住居専用地域)	【中間略】	商業地区 (近隣商業地域)	【略】	工業地区 (準工業地域)	
		面積	約5.5ha	【中間略】	約5.4ha	【略】	約15.4ha			面積	約5.5ha	【中間略】	約5.4ha	【略】	約15.4ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない(用途利用してはならない)。		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない(用途利用してはならない)。				次の各号に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない(用途利用してはならない)。		次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない(用途利用してはならない)。				
			【略】	【中間略】	1.住宅 2.共同住宅、寄宿舍又は下宿 3.住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの 4.神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5.自動車教習所 6.畜舎(動物病院、ペットショップその他これらに類するものを除く。) 7.マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8.ナイトクラブ 9.危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場 10.危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場 【削る】 11.火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理に供する建築物	【略】	【略】	【略】	【中間略】	1.住宅 2.共同住宅、寄宿舍又は下宿 3.住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの 4.神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5.自動車教習所 6.畜舎 7.マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8.ナイトクラブ 9.危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場 10.危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場 11.自動車修理工場 12.火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理に供する建築物	【略】	【略】			